

(証券コード 8954)
(発信日) 2025年11月12日
(電子提供措置の開始日) 2025年10月31日

投資主各位

東京都港区浜松町二丁目3番1号
オリックス不動産投資法人
執行役員 三 浦 洋

第16回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第16回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会当日にご出席されない場合には、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2025年11月27日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約第17条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案は、いずれも同条第2項に規定する議案に該当しません。従いまして、**投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をされない場合には、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

(本投資法人規約抜粋)

規約第17条（みなし賛成）

1 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（ただし、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。

3 第1項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第16回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、本投資主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.orixjreit.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（オリックス不動産投資法人）又は証券コード（8954）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時：2025年11月28日（金曜日） 午前10時（開場：午前9時30分）

2. 場 所：東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 5階
浜松町コンベンションホール 大ホール
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

第1号議案：規約一部変更の件

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

第4号議案：監督役員2名選任の件

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

【お願い】

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有するほかの投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をなされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

◎電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

◎当日は前回開催いたしました「運用状況報告会」は開催いたしません。本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人の資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社の役職員が各種ご質問をお受けするブースを設けますので、お時間が許すようでしたら、ぜひこの機会にお立ち寄りください。本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ウェブサイトにて決算説明動画及び決算説明資料の情報をご覧いただくことができます。

◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 提案の理由

(1) 第19条「執行役員の員数」及び第22条「監督役員の員数」関連

本投資法人のポートフォリオの収益性や他の上場投資法人における役員人数を考慮して、本投資法人の適正な運営に必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るために、執行役員及び監督役員の員数の上限を設けるよう規定を改定するとともに、表現の調整に伴う変更を行うものです（変更後の規約第19条、第22条、第26条）。

(2) 第26条「役員会の招集権者及び議長」関連

役員会運営の安定性と継続性を確保することを目的として、役員会の議長について、すべての執行役員に事故がある場合の対応を明確化するために、規定を改定するものです（変更後の規約第26条）。

(3) 第29条「役員会の議事録」関連

事務の効率化・合理化を図るとともに、柔軟な運営体制の整備を目的として、役員会の議事録を、電磁的記録をもって作成することが可能となるよう規定を改定するものです（変更後の規約第29条）。

(4) 第41条「資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準」関連

資産運用会社に対する報酬について、投資主利益との連動性をより高めること等を目的として、以下のとおり変更を行うものです（変更後の規約第41条）。

① 資産運用会社に対する運用報酬1について、総資産額ではなく、取得価格総額に連動した報酬体系へ変更するものとし、これに関連した所要の変更を行うものです。

② 資産運用会社に対する運用報酬2について、調整後当期利益ではなく、分配金額に連動した報酬体系へ変更するものとし、これに関連した所要の変更を行うものです。

③ その他、表現の調整に伴う変更を行うものです。

(5) 附則関連

上記(4)による変更後の資産運用報酬について、2026年3月1日に開始する本投資法人の決算期間に支払う報酬から適用するため、附則を新設するものです（変更後の附則）。

(6) 別紙3「金銭の分配の方針について」関連

投信法及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約においても法令の規定と内容をあわせるために、規定を改定するものです（変更後の規約別紙3「金銭の分配の方針について」「1. 利益の分配」（1））。

(7) 制定・改定履歴関連

上記の規約改定に伴い、制定・改定履歴の変更を行うものです（変更後の制定・改定履歴）。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第19条（執行役員の員数） 本投資法人に <u>1人以上</u> の執行役員を置く。	第19条（執行役員の員数） 本投資法人に <u>2人以下</u> の執行役員を置く。
第22条（監督役員の員数） 本投資法人に <u>2人以上</u> の監督役員を置く。ただし、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上でなければならないものとする。	第22条（監督役員の員数） 本投資法人に <u>3人以下</u> の監督役員を置く。ただし、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上でなければならないものとする。
第26条（役員会の招集権者） 1 役員会は、執行役員が1人の場合は当該執行役員がこれを招集し、その議長となり、執行役員が <u>2人以上</u> の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集し、その議長となる。	第26条（役員会の招集権者 <u>及び議長</u> ） 1 役員会は、執行役員が1人の場合は当該執行役員がこれを招集し、その議長となり、執行役員が <u>2人</u> の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集し、その議長となる。 <u>ただし、すべての執行役員に事故がある場合には、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員のうち1人が議長となる。</u>
2 【条文省略】	2 【現行どおり】

現 行 規 約	変 更 案
第29条（役員会の議事録） 1 役員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他の法令で定める事項を記載した議事録を<u>書面をもって作成し、出席した役員がこれに署名し、又は記名押印する。</u> 2 【条文省略】	第29条（役員会の議事録） 1 役員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他の法令で定める事項を記載<u>又は記録した議事録を作成し、出席した役員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u> 2 【現行どおり】
第41条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準） 【条文省略】 (a) 運用報酬1 直前の決算期における本投資法人の<u>総資産額の0.175%に相当する金額（1円未満は切り捨てる。）を、当該直前の決算期の翌日から始まる決算期間における運用報酬1とし、当該直前の決算期の翌日から始まる決算期間に属する5月末日及び8月末日（当該直前の決算期が2月末日の場合）、又は11月末日及び翌年2月末日（当該直前の決算期が8月末日の場合）がそれぞれ経過するごとに遅滞なく、上記金額の2分の1ずつ（1円未満は切り捨てる。）を支払うものとする。</u>	第41条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準） 【現行どおり】 (a) 運用報酬1 直前の決算期における本投資法人の<u>取得価格総額の0.15%に相当する金額（1円未満は切り捨てる。）を運用報酬1として、当該直前の決算期後4箇月以内に支払うものとする。なお、取得価格総額とは、直前の決算期において本投資法人が保有する不動産関連資産（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。以下同じ。）及びインフラ等関連資産（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。以下同じ。）の取得価格（消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の総額とする。</u>

現 行 規 約	変 更 案
(b) 運用報酬2 直前の決算期間における本投資法人の税引前当期利益に、当該直前の決算期間における支払利息等の金利費用に等しい額を加算し、当該直前の決算期間における運用資産中の不動産関連資産（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。以下同じ。）及びインフラ等関連資産（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。以下同じ。）（本条においては、不動産関連資産若しくはインフラ等関連資産の取得又は売却と同時に取得し又は売却した動産等（この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針等について」に定義する。）を含む。の売却による損益を加算又は控除した額（以下「調整後当期利益」という。）の3.0%に相当する金額（1円未満は切り捨てる。）を、当該直前の決算期間に属する決算期の翌日から始まる決算期間における運用報酬2とし、当該直前の決算期間に属する決算期の翌日から始まる決算期間に属する5月末日及び8月末日（当該日の直前の決算期が2月末日の場合）、又は11月末日及び翌年2月末日（当該日の直前の決算期が8月末日の場合）がそれぞれ経過するごとに遅滞なく、上記金額の2分の1ずつ（1円未満は切り捨てる。）を支払うものとする。ただし、調整後当期利益がゼロ又はそれ以下となる場合には、運用報酬2の計算においては調整後当期利益をゼロとみなして計算するものとし、すなわち、これに係る運用報酬2については無報酬となるものとする。	(b) 運用報酬2 直前の決算期間に係る本投資法人の金銭の分配に係る計算書に記載された分配金の額の6.0%に相当する金額（1円未満は切り捨てる。）を運用報酬2として、当該直前の決算期後4箇月以内に支払うものとする。

現 行 規 約	変 更 案
(c) 運用報酬3 本投資法人が新たに不動産関連資産又はインフラ等関連資産を取得した場合（ただし、下記(e)に定める場合は除く。）には、当該不動産関連資産又はインフラ等関連資産の<u>取得価額</u>（消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の0.5%以下に相当する金額（1円未満は切り捨てる。）を運用報酬3として、取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日をいう。）の属する月が経過した後1箇月以内に支払うものとする。 (d) 運用報酬4 運用資産中の不動産関連資産又はインフラ等関連資産の売却が実行された場合（ただし、下記(e)に定める場合は除く。）には、当該不動産関連資産又はインフラ等関連資産の<u>売却価額</u>（消費税及び地方消費税は除く。）の0.5%以下に相当する金額（1円未満は切り捨てる。）を運用報酬4として、売却日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日をいう。）の属する月が経過した後1箇月以内に支払うものとする。 【以下(e)から(g)まで、条文省略】	(c) 運用報酬3 本投資法人が新たに不動産関連資産又はインフラ等関連資産を取得した場合（ただし、下記(e)に定める場合は除く。）には、当該不動産関連資産又はインフラ等関連資産の<u>取得価格</u>（消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の0.5%以下に相当する金額（1円未満は切り捨てる。）を運用報酬3として、取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日をいう。）の属する月が経過した後1箇月以内に支払うものとする。 (d) 運用報酬4 運用資産中の不動産関連資産又はインフラ等関連資産の売却が実行された場合（ただし、下記(e)に定める場合は除く。）には、当該不動産関連資産又はインフラ等関連資産の<u>売却価格</u>（消費税及び地方消費税は除く。）の0.5%以下に相当する金額（1円未満は切り捨てる。）を運用報酬4として、売却日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日をいう。）の属する月が経過した後1箇月以内に支払うものとする。 【以下(e)から(g)まで、現行どおり】
【新設】	附則 1 <u>2025年11月28日の投資主総会決議に基づくこの規約の変更のうち、第41条の変更に係る改正は、2026年3月1日から効力を生じるものとし、同日を初日とする決算期間に支払う報酬から適用する。なお、本附則は、効力発生日経過後に、これを削除する。</u>

現 行 規 約	変 更 案
別紙3 金銭の分配の方針について 【条文省略】 1. 利益の分配 (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（<u>投信法に定める、本投資法人の貸借対照表上の純資産額が出資総額等の合計額を上回る場合において、当該純資産額から当該出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。以下同じ。</u>）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。 (2) 【条文省略】 (3) 【条文省略】	別紙3 金銭の分配の方針について 【現行どおり】 1. 利益の分配 (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（<u>投信法第136条第1項に規定する利益をいう。以下同じ。</u>）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。 (2) 【現行どおり】 (3) 【現行どおり】
制定・改定履歴 制定：2001年9月4日 改定：2001年12月17日 改定：2002年1月14日 改定：2002年4月15日 改定：2002年6月12日 改定：2003年5月27日 改定：2005年5月24日 改定：2006年11月29日 改定：2008年5月29日 改正：2010年5月28日 改正：2010年10月26日 改正：2012年5月25日 改正：2013年3月1日 改正：2014年5月28日 改正：2015年11月30日 改正：2017年11月29日 改正：2019年11月27日 改正：2021年11月26日 改正：2023年11月29日 改正：2025年9月1日	制定・改定履歴 制定：2001年9月4日 改定：2001年12月17日 改定：2002年1月14日 改定：2002年4月15日 改定：2002年6月12日 改定：2003年5月27日 改定：2005年5月24日 改定：2006年11月29日 改定：2008年5月29日 改正：2010年5月28日 改正：2010年10月26日 改正：2012年5月25日 改正：2013年3月1日 改正：2014年5月28日 改正：2015年11月30日 改正：2017年11月29日 改正：2019年11月27日 改正：2021年11月26日 改正：2023年11月29日 改正：2025年9月1日 <u>改正：2025年11月28日</u>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員三浦洋から、本投資主総会の終結の時をもって執行役員を辞任したい旨の申し出がありましたので、後任の執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案によって選任される執行役員の任期は、本投資法人規約第21条第1項ただし書に基づき、就任する2025年11月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議題とする投資主総会の終結の時までとします。

また、本議案は、2025年10月21日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意を得て提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
おし み ゆ か こ 押 味 由 佳 子 (1976年8月11日生) (注) 押味由佳子の 戸籍上の氏名は 齋藤由佳子で す。	2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2002年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2011年 4月 株式会社リコー（出向） 2014年 9月 柴田・鈴木・中田法律事務所 入所（現職） 2015年 6月 株式会社JPホールディングス 社外監査役 2015年12月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 リ スク・コンプライアンス委員会外部委員 2019年 3月 富士ソフト株式会社 社外監査役 2019年 6月 株式会社クレハ 社外監査役 2020年12月 日本シイエムケイ株式会社 社外監査役 2021年11月 本投資法人 監督役員（現職） 2022年 1月 株式会社プロレド・パートナーズ 社外監査役 2024年 1月 同社 社外取締役 監査等委員（現職） 2025年 6月 エクシオグループ株式会社 社外監査役（現職） 2025年 6月 日本電子株式会社 社外監査役（現職） 2025年 6月 株式会社産業革新投資機構 社外監査役（現職）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補する

こととしております。上記執行役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第21条第3項に基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案は、2025年10月21日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意を得て提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
い が ら し じゅん や 五十嵐 殉 也 (1973年2月19日生)	1996年11月 株式会社村田不動産鑑定事務所 入社 2000年 3月 不動産鑑定士 登録 2003年 3月 アメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社 (現クロール株式会社) 入社 (現職) 2009年 5月 MAI (米国不動産鑑定士) 登録 2014年12月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 投資委員会外部委員 2023年11月 本投資法人 監督役員 (現職)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の監督役員（現職）であり、第4号議案における監督役員候補者です。
- ・上記補欠執行役員候補者が第4号議案に基づき本投資法人の監督役員に選任された場合において、その後、本投資法人の執行役員が欠けた結果、当該補欠執行役員候補者が本投資法人の執行役員に就任するときは、当該監督役員を辞任する予定です。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員押味由佳子からは、本投資主総会の終結の時をもって監督役員を辞任したい旨の申し出があり、また、監督役員五十嵐殉也及び小西めぐみの2名からは、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって監督役員を一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案によって選任される監督役員の任期は、本投資法人規約第24条第1項ただし書に基づき、就任する2025年11月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議題とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	い がらし じゅん や 五十嵐 殉 也 (1973年2月19日生)	1996年11月 株式会社村田不動産鑑定事務所 入社 2000年 3月 不動産鑑定士 登録 2003年 3月 アメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社 (現クロール株式会社) 入社 (現職) 2009年 5月 MAI (米国不動産鑑定士) 登録 2014年12月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 投資委員会外部委員 2023年11月 本投資法人 監督役員 (現職)
2	こ にし め ぐ み 小 西 め ぐ み (1975年9月29日生) (注) 小西めぐみの 戸籍上の氏名は 粉川めぐみで す。	1998年 4月 NTTシステム開発株式会社 入社 2007年12月 あずさ監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 広島事務所 入所 2013年 1月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任 監査法人) 入所 2013年 3月 公認会計士 登録 2015年12月 メットライフ生命保険株式会社 入社 2018年 8月 小西めぐみ公認会計士事務所 代表 (現職) 2023年11月 本投資法人 監督役員 (現職) 2025年 6月 株式会社アイチコーポレーション 社外取締役 監査等委員 (現職)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者五十嵐殉也及び小西めぐみは、現在、本投資法人の監督役

員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。

- 上記監督役員候補者五十嵐殉也は、第3号議案における補欠執行役員候補者であり、第3号議案に基づき本投資法人の補欠執行役員に選任された場合において、その後、本投資法人の執行役員が欠けた結果、当該監督役員候補者が本投資法人の執行役員に就任するときは、監督役員を辞任する予定です。
- 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者五十嵐殉也及び小西めぐみは、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者五十嵐殉也及び小西めぐみが監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第24条第3項に基づき、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠監督役員の選任の効力は、監督役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
みや はら か なえ 宮 原 香 苗 (1978年4月28日生) (注) 宮原香苗の戸籍上の氏名は中川香苗です。	2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2002年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2009年 9月 ソフトバンクモバイル株式会社（現：ソフトバンク株式会社）（出向） 2011年 1月 隼あすか法律事務所 入所 2012年 4月 木村・多久島・山口法律事務所 入所（現職） 2012年11月 イオン・リートマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員 2016年11月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 リスク・コンプライアンス委員会補欠外部委員（現職）

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の監督役員が欠けた結果、当該補欠監督役員候補者が本投資法人の監督役員に就任するときは、オリックス・アセットマネジメント株式会社のリスク・コンプライアンス委員会補欠外部委員を退任する予定です。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに本投資法人規約第17条第2項に定める議案がある場合は、当該議案には、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第17条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案がある場合は、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第17条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第17条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しません。

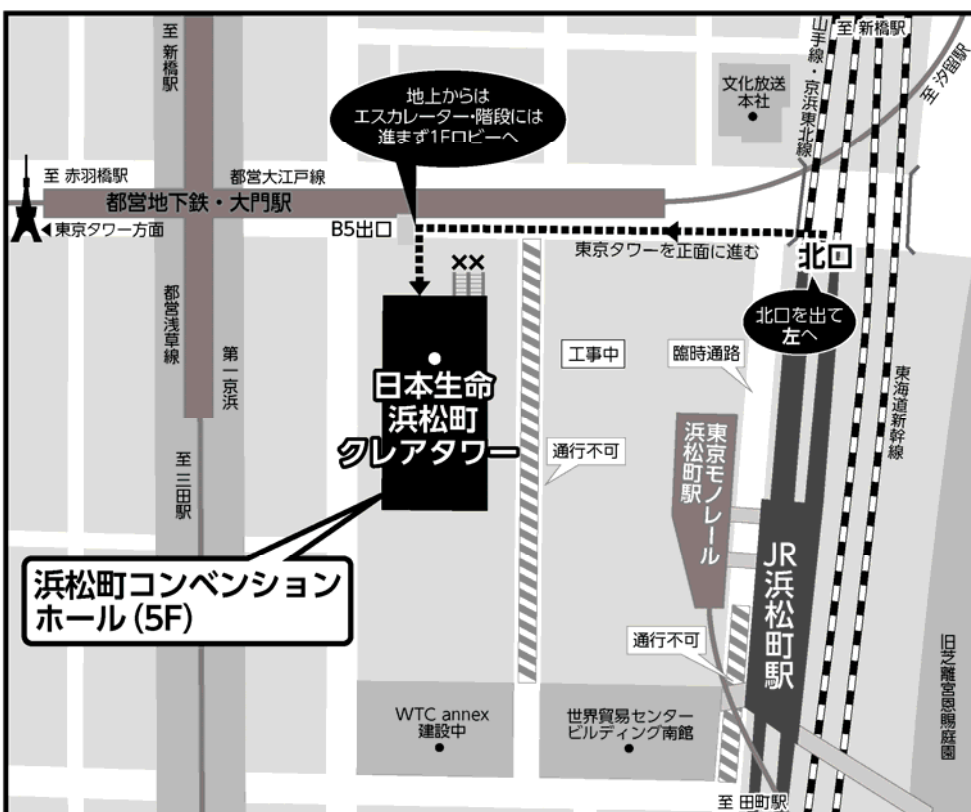
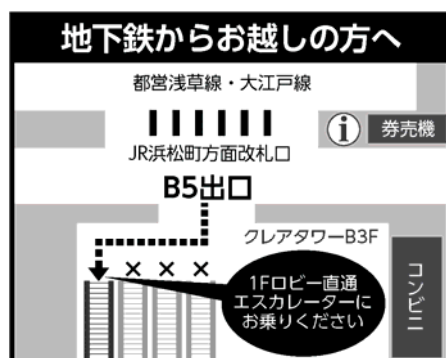
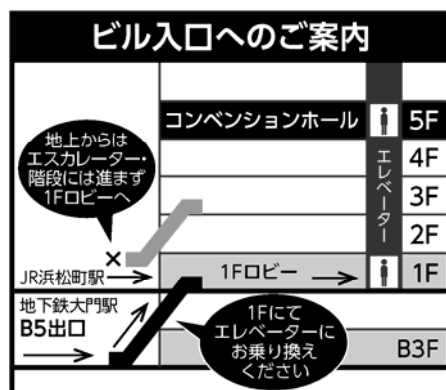
以 上

投資主総会会場ご案内図

日本生命浜松町クレアタワー 5階 浜松町コンベンションホール 大ホール

〒105-0013 東京都港区浜松町二丁目3番1号

代表 TEL. 03-6432-4075



交通のご案内

- JR（山手線・京浜東北線）・東京モノレール
浜松町駅北口から徒歩約2分
北口より道路に沿って東京タワー方面にお進みください。
- 都営地下鉄浅草線（京浜急行線・京成線乗入）・都営地下鉄大江戸線
大門駅B5出口直結（1フロビー直通エスカレーターにお乗りください。）

本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

[お願い]

- 駐車場・駐輪場の準備はいたしておりませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。